

Tax Information

税のたよみ

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

第2期分の納期限は、11月30日(火)です。11月中旬に県から納付書をお送りします。でお近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限る)等で納めてください。口座振替をご利用の方は、預(貯)金残高の確認をお願いします。

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできます。

※領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは県ホームページをご覧ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります

ので、ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

※手続きの時期によっては、翌年度分からの取り扱いとなる場合があります。

問い合わせ先

西尾張県税事務所
県民税・事業税グループ
☎0586(45)3169
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

町県民税の事業所・家屋敷課税をご存じですか

●町県民税の

事業所・家屋敷課税とは

本町に事業所 事務所または家屋敷を有する個人で、町

内に住所を有していない方に個人町県民税の均等割(年額4500円(町民税3000円と県民税1500円))を課税します。

この税は、土地や家屋そのものに課税される固定資産税とは性質が異なり、一定の住居等を持つている場合、その所在地の自治体から何らかの行政サービスを受けているという考えから、たとえ住民登録をしていなくても一定の負担をしていたかどうかというものです。

【事務所・事業所】

事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われる場所で、自己の所有は問いません。例えば診療所、店舗、事務所、工場などが該当します。

【家屋敷】

地方税法上、自己または家族の居住の目的で住所地位以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくてもいつでも自由に居住できる状態である建物を指します。ただし、他人に貸し付けている場合は対象となりません。

※いわゆる別荘や別宅です。

●課税の対象となるのは

次のすべてに当てはまる方に課税されます。

- ・毎年1月1日現在、本町に住民登録がない方
- ・個人町県民税が本町で課税されていない方
- ※家屋敷課税分を除く。
- ・個人町県民税が実際に居住されている市区町村で課税されている方

・町内に事業所、事務所または自分や家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅を持つている方

前記の条件に該当する場合は、事業所・家屋敷課税の対象となりますので税務課に申告してください。

問い合わせ先
役場 税務課
内線175・176

年末調整・青色申告決算説明会
日時
11月19日(金)
午前10時～正午
・年末調整説明会
(法人・白色個人)
・青色申告決算説明会

対象地域
大治町・あま市
※当日ご都合の悪い方は、次の日程でもご参加いただけます。

○11月18日(木)
津島市文化会館
・年末調整説明会
午前10時～正午
・青色申告決算説明会
午後1時30分～3時30分
○11月25日(木)
十四山スポーツセンター
・年末調整説明会
午前10時～正午

(青色個人)
午後1時30分～3時30分

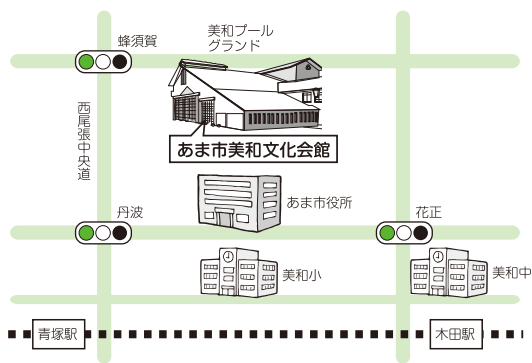
場 所

あま市美和文化会館
2階多目的ホール

対象地域

大治町・あま市
※当日ご都合の悪い方は、次の日程でもご参加いただけます。

○11月18日(木)
津島市文化会館
・年末調整説明会
午前10時～正午
・青色申告決算説明会
午後1時30分～3時30分
○11月25日(木)
十四山スポーツセンター
・年末調整説明会
午前10時～正午



・青色申告決算説明会
午後1時30分～3時30分

問い合わせ先

津島税務署

☎0567(26)2161

税理士による 無料税務相談

開催日

12月8日(水)

時間

午後2時～4時

(一人30分以内)

場所

役場2階第2会議室

担当

東海税理士会津島支部所属

内容

相続、贈与、確定申告(消費

全般

税含む)などに関する税務相談

申込方法

税務課へ電話でご予約くだ

さい。

その他

・プライバシーは守られます。

・申告書等の税務書類の作成

は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課

内線175・176

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口

を開設しますので、ご利用く

ださい。

日 時

12月11日(土)・12日(日)

午前8時30分～正午

午後1時～5時

場 所

役場収納課

※正面玄関は閉まっています

ので、東側通用口からお入

りください。

問い合わせ先

役場収納課

内線122・123

税務署からのお知らせ

●平成22年分所得税確定申告

書の送付について

平成21年分所得税確定申告

の際にe-Taxを利用された方

(津島税務署、津島商工会議

所または役場等からパソコン

を使用して提出された方や国

税庁ホームページの「確定申

告書等作成コーナー」から提出

された方)には、確定申告書お

よび青色申告決算書等は送付

しません。確定申告書および

青色申告決算書等が必要な場

合は、国税庁ホームページか

ら出力していただくか、税務

署の窓口等でお受け取りくだ

さいますようお願いします。

問い合わせ先

津島税務署

☎0567(26)2161

国税庁

http://www.nta.go.jp/

●相続又は贈与等に係る

生命保険契約や損害保険

契約等に基づく年金の

税務上の取扱いの変更に

ついて

この度、遺族の方が年金と

して受給する生命保険金のう

ち、相続税の課税対象となっ

た部分については、所得税の

課税対象にならないとする最

高裁判所の判決があります

た。そこで、このような年金

に係る税務上の取扱いを改め

ることとしましたので、お知

らせします。これにより、平

成17年分から平成21年分まで

の各年分について、所得税が

納めすぎになっている方につ

いては、その納めすぎとなっ

ている所得税が還付となりま

す。

お手数をお掛けしますが、

必要なお手続き(更正の請求や

確定申告など)をしていただき

ますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象と

なる方や所得税の還付のお手

続きについては、国税庁ホー

ムページ(<http://www.nta.go.jp>)

をご覧ください。最寄

りの税務署にお問い合わせく

ださい。

※平成17年分について、早い

方は平成22年12月末が還付

いただける期限となりますので、

お早めの手続きをお願いし

ます。

※受け取られた年金の受給権

が相続税や贈与税の課税対

象となる場合は、実際に相

続税や贈与税の納税額が生

じなかつた方も対象となり

ます。

問い合わせ先

津島税務署

☎0567(26)2161

